

別表 入所優先順位決定基準

ア 要介護度	30点	25点	20点	15点	10点
	5	4	3	2	1

イ 主たる介護者等の状況	10点	8点	6点	0点
①主たる介護者の年齢	75歳以上	65歳以上 75歳未満	65歳未満	—
②主たる介護者の障害や疾病	重 い	やや重い	軽 い	な し
③主たる介護者の育児・その他の家族の介護・就労状況	常時 育児・介護・ 就労	半日 育児・介護・ 就労	随時 育児・介護・ 就労	な し
④他の介護協力者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—

※ 入所申込者が単身世帯で介護者がいない場合は40点とする。

ウ 居宅サービス利用状況	10点	8点	6点	4点
利用限度額割合	6割以上	5割以上 6割未満	4割以上 5割未満	4割未満

※ 入所申込者が施設等に入所している場合は4点とする。

エ その他 (入所検討委員会による加算)	20点(最高)
-------------------------	---------

入所待機期間の経過措置（算定基準日：平成15年3月31日）

平成14年 4月1日～平成14年9月30日の入所申込者	: 1点
平成13年10月1日～平成14年3月31日の入所申込者	: 2点
平成13年 4月1日～平成13年9月30日の入所申込者	: 3点
平成12年10月1日～平成13年3月31日の入所申込者	: 4点
平成12年9月30日以前	: 5点

(注) 別紙の『入所優先順位決定基準の考え方』に基づき、『入所申込者調査票』への記入を行ってください。また、「エその他」の最終的な配点は、入所検討委員会で行ってください。

〈オその他の入所検討委員会による加点事例〉

- ・認知症又は知的障害等による日常生活に支障をきたすような行動等
- ・遠距離介護
- ・長期間に渡る介護
- ・住環境が適していないため、十分な介護が困難な場合
- ・経済的な理由により居宅サービスの利用状況の点数に反映されない場合
- ・主たる介護者の介護拒否
- ・施設などに入所しており、退所を迫られている場合
- ・在宅での医療的処置が必要な場合
- ・その他

※ 加点は1項目5点、4項目を上限とする。

ただし認知症又は知的障害等による日常生活に支障をきたすような行動等による問題行動については10点とし、本項目を加点する場合は3項目を上限とする。